

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に係る事業者の責務)

第1 事業者は、履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託)

第2 事業者は、個人情報の適正な安全管理が図られていることを東京都教育委員会が確認し、東京都教育委員会の許諾を得た場合に限り、委託を行うことができる。委託を受けた者が更に委託を行う場合も同様とする。

2 前項において、事業者は、委託の相手方に対しその履行を管理監督するとともに、東京都教育委員会の求めに応じて、その状況等を東京都教育委員会に報告しなければならない。委託を受けた者が更に委託を行う場合も同様とする。

(秘密の保持)

第3 事業者は、第2第1項により委託を行う場合を除き、業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

なお、協定終了後も同様とする。

2 第2第1項により委託を行う場合の委託先の秘密保持については、事業者の責任において管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第4 事業者は、履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第2第1項により東京都教育委員会が委託を許諾した部分を除き、業務の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第5 事業者は、協定に基づく業務を処理するため、東京都教育委員会から引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）がある場合は、東京都教育委員会の承認なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第6 事業者は、東京都教育委員会から提供された原票等のうち、個人情報に係るもの及び事業者が協定履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 事業者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(事業者の安全対策と管理体制資料の提出)

第7 事業者は、業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、業務の実施に当たって使用する事業者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 東京都教育委員会から提供された原票等の使用保管管理
- (3) 協定目的物、協定目的物の仕掛品及び協定履行過程で発生した成果物（出力帳票及び磁気テープ、フロッピーディスク等の電磁的記録を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) 個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する個人情報保護に関する教育や研修の実施
- (5) その他協定等で指定したもの

2 東京都教育委員会は、前項の措置について確認するため、事業者に対して、個人情報の管理を含めた事業者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(東京都教育委員会の検査監督権)

第8 東京都教育委員会は、必要があると認める場合には、事業者の作業現場の実地調査を含めた事業者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 事業者は、東京都教育委員会から前項に基づく検査実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第9 事業者は、この協定による業務を処理するため東京都教育委員会から引き渡された原票等を、業務完了後速やかに東京都教育委員会に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還時に、個人情報に係るものについては、第7第1項各号に係る個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10 事業者は、目的物の作成のために、事業者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体）上に保有する、協定処理に係る一切の情報について、目的物に対する東京都教育委員会の検査終了後、全て消去しなければならない。

2 前項の消去結果について、事業者は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した文書で東京都教育委員会に報告しなければならない。

3 事業者は、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により東京都教育委員会に申し出て、東京都教育委員会の承諾を得るとともに、東京都教育委員会の立会いのもとで消去を行わなければならない。

4 第2第1項により東京都教育委員会が許諾した委託先がある場合には、委託先の情報の消去について事業者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに東

京都教育委員会に報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第 11 事業者は、協定目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により東京都教育委員会に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに東京都教育委員会に報告し、東京都教育委員会の指示に従わなければならない。

なお、東京都教育委員会は、必要に応じて事業者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

(東京都教育委員会の解除権及び損害賠償)

第 12 東京都教育委員会は、事業者がこの特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合は、協定を解除することができる。

2 事業者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都教育委員会が損害を被った場合には、東京都教育委員会の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

(疑義についての協議)

第 13 この特記事項の各項目若しくは協定書等で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは協定書等に定めのない事項については、両者協議の上定める。